

建設環境委員会

令和3年11月29日（月）

午前10時43分～午前11時26分

議会第4会議室

【出席委員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 姉川建設部長
- ・環境部 森環境部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○永渕委員長

ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

委員会の審査日程についてでございますが、タブレットに掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

また、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、審査日程に基づき付託議案の審査に入りますので、環境部の方は退席されて結構です。

◎関係職員以外退席

○永渕委員長

それでは、建設部に関する議案の審査を行います。

第115号議案を審査しますので、執行部から議案の説明を求めます。

◎第115号議案 佐賀市急傾斜地崩壊防止事業分担金条例の一部を改正する条例 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

もともとあった急傾斜地崩壊防止事業と受益者の負担額が変わってくるとかいう御説明があったんですが、具体的に何がどう変わるのかというのが、この資料だけじゃ分からん

のですよね。ちょっと御説明いただくか、それとも、何がどう変わったのかということであれば、できれば補足資料か何かで頂けたら一番ありがたいんですけど、もし説明できるんだったら御説明をお願いします。

○江口河川砂防課長

今回の事業は激甚災害に指定されたということで、この災害関連地域防災がけ崩れ事業の対象事業になったということです。

通常の急傾斜地崩壊防止事業については、県の補助金が50%、市が37.5%、受益者分担金が12.5%です。今回の分については、国から県への補助金50%を含んで、県の補助金が90%、市と受益者分担金について5%ずつとしております。——県が90%で、市が5%、受益者が5%の、全部で100%ということです。

(「関連でいいですか」と呼ぶ者あり)

○川原田委員

今説明されたんですけど、非常に分かりにくいということで、一部を改正する条例ですよ。それなら新旧対照表といますか、それを出していただいたほうが一番分かりやすいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○永渕委員長

資料提出をとということですけど。

○江口河川砂防課長

資料を早急に作成して、提出したいと思います。

○永渕委員長

いつまでに資料を出せますか。

○江口河川砂防課長

早急に。

○永渕委員長

ここで川原田委員に確認しますが、これは採決までに必要な資料ということで、そういうことでよろしいでしょうか。

○川原田委員

いや、説明を聞いていて、ぼやっとは分かりますから、それに反対するとかなんとかじゃないんですけども、より理解を深めるために対照の表をお願いしたいなということですから。

○永渕委員長

まず、早急に作っていただくことですね。お願いいたします。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですかね。まず、とにかく早急に資料の提出をお願いいたします。

それでは、ほかに御質疑がないようですので、続きまして、第108号議案について執行部から説明を求めます。

◎第108号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第9号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

先ほど御説明いただいた14、15ページの河川砂防課分ですけど、これは先ほど条例で示された内容がそのまま反映されていると思ってよろしいんですかね。

○江口河川砂防課長

条例で示した分については、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の分です。——そうです。すみません。

○山口委員

そしたら、先ほどお示しいただいた90%、5%、5%という財源の内訳が、ちょっと細かいんですけど、微妙に違うのかなという気がするんですが、この辺りはどうなっているのでしょうか。

○小池北部建設事務所長

90%、5%、5%なんですけれども、その事業費にそれぞれ掛けるのではなくて、一つ一つにかけて負担金の部分を少なくしておりますので、事業費の補正額9,830万7,000円に5%掛けたものにそれぞれ端数調整しておりますので、その他、負担金の部分が少なくなっております。それぞれの事業、大和町と富士町それぞれ1か所ずつで計算して、端数調整で負担金を丸めておりますので、そこが若干少なくなっております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第108号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第9号）中、繰越明許費について執行部から説明を求めます。

◎第108号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第9号）中、繰越明許費 説明

○永渕委員長

それでは、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに御質疑もないようですので、建設部の職員は退室されて結果です。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

それでは、環境部に関する議案の審査に入ります。

第108号議案を審査しますので、執行部から議案の説明を求めます。

◎第108号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第9号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○山田委員

補足説明資料中、4番の実施期間ですが、令和3年から5年、3か年になっていますが、米印のところ、令和4年以降の契約継続は前年度末の環境省の審査によるということなんです。もしこれが環境省からストップされたら、そうなったときはどうなるんですか。

○田中施設機能向上推進室長

仮に審査に受からなくて、令和4年度——次年度ですね——採択できなかった場合は、この事業自体は、もうその成果は令和3年度までで一旦終了ということになります。

ただ、現在の見込みとしましては、令和3年度、それから、来年度に続くような形の事業計画を立てておりますので、今年度できるだけ成果を出して、令和4年度につながるような事業になっていくように、そこは働きかけを行いながら、その審査にパスできるように努めていきたいと考えているところです。

○山田委員

これはやっぱり継続していただくように、しっかりと取り組んでいただきたいと。要望です。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○山口委員

確かに今、山田委員が言われるように、令和4年度以降の保証がないというのが非常に不安だなという気がするんですが。補足説明資料中、6番で実施体制とありますが、そのほか共同事業者や外部協力者とも、恐らく契約を結んだ形で事業を進めていかれると思うんですが、それぞれ民間の企業との契約形態というものは単年度ごとに区切られるのか、その辺りいかがですか。

○田中施設機能向上推進室長

共同事業者との契約も、環境省との委託事業の締結があつて、その後に佐賀市と各社との契約になりますので、環境省との委託事業が単年度契約でございますので、今回は令和3年度末までの契約というのが一旦の区切りとなります。

そこについては各社とも共通認識はさせていただいておりますし、先ほど申し上げたように、令和4年度も継続してこの事業が実施できるように、できるだけ今年度成果を出していくというところに全力を傾注したいと思っております。以上です。

○森環境部長

補足させていただきます。

環境省の委託事業で、申請のときに佐賀市と共同事業者の4社、佐賀市込みで4社、名前を挙げて申請しております。ということで言うと、この共同事業でやりますという申請ですので、契約は単年度ごとなんですが、令和4年度、令和5年度採択された場合には、この事業者と進めていくという形になります。

○山口委員

分かりました。もう一点なんですが、例えばなんですけれども、令和3年度はこういう形で事業を進めて、令和4年度以降が残念ながら環境省として認めてもらえなかったけれども、ただ、佐賀市としてはどうしても、今後も引き続き取り組んでいきたいといった場合は、要はお金がないわけですね。であっても、佐賀市から一般財源を使ってでもやろうというお気持ちなのか、もう単年度ですばっと切るおつもりなのか、いかがですか。

○田中施設機能向上推進室長

我々、環境省に提出しております今回の事業モデルにつきましては、3か年度の事業費を約1億3,000万円程度の額を申請しております。令和4年度については約4,900万円の事業費ということで見込んで、既に提出しております。

この事業は、本来ですと、国の事業ではなくて佐賀市の予算を頂いて実施するだけの、十分それに値する事業かと思っておりますが、何分、1億円以上の事業費になってしまいますので、事業の重要性というのは認識しておりますが、令和4年度の4,900万円という事業費を全ていただくのは非常に厳しいかと思っておりますので、仮に令和4年採択できなかった場合も、何らか継続していきたいと思っております。その場合は事業規模を縮小するか、別の形を取るか、そこはまた改めて検討させていただきたいと考えているところで、以上です。

○野中委員

今のお話を聞いていて、契約の段階でいわゆるリスクが発生しているということですね。単年度で契約が切れる可能性があるという中で、そういうのがどうしてもやりたいということでの公募をかけられたと思うんですけれども、見込みとして本音のところはどうなんですか。やっぱりこの3か年、契約が大体継続できるという方向でこれが結ばれているのかどうか、そこが一番大事なところなんで。

○森環境部長

見込みとしましては、この環境省の環境再生・資源循環局は、これまで私も室長も委員として参加して、いろんな廃棄物施設のエネルギー化というのはずっと実際、会議も参加させていただいていまして、佐賀市の取組というのは広げられるものということで実感しております。ということでいいますと、はっきり絶対だとは言えないんですが、今年の実業次第なんですけど、継続できると見ております。

先ほど室長も言いましたが、来年度単費でやるのかということなんですけど、ひとつ何を

するかということなのですが、例えば、分かりやすく言うと、もみ殻を今まで清掃工場では受け入れておりません。というのは、今の炉の仕組みだと、もみ殻を焼却した場合には炉を傷めてしまうと。それを、灰落とし装置を今までの蒸気から圧力波ですることによって炉に影響がないようなことで、今までの焼却困難物を処理することができるということを見ています。

ということでいうと、今年その実験をさせていただきますので、それがもし今年無理だと、環境省も焼却炉でもみ殻を燃やすのは無理だと判断した場合には、それをあくまでも市単費で、来年度以降も同じ額を使って実験するということはないと思います。それは、もみ殻がまた別の形で焼却じゃなくて、もみ殻をどう使っていくかというのは別途考えていくべきだと思いますので、3年間やっていきたいとは思っていますが、それを同じような事業で単費でやっていくということは考えておりません。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、環境部の職員は退室されて結構です。

委員の皆様はこのままお待ちください。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

それでは、建設部から先ほどの資料ができたというふうに御報告を受けています。今から皆さんのお手元にお配りしたいと思います。

◎第115号議案 佐賀市急傾斜地崩壊防止事業分担金条例の一部を改正する条例 追加資料の配付及び説明

○永渕委員長

追加資料に関して御質疑があればお受けいたします。

○山口委員

お尋ねなのですが、国からの災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、こういう制度が示されたのはつい最近のことですか。言ってみれば、この佐賀市の条例を変更しなければいけなくなったのはつい最近のことなのか、しばらく前からあったのか、いかがですか。

○姉川建設部長

この制度自体は平成元年度より実施されておりますが、今の採択基準になったのは、平成30年に採択基準の改正になっております。

ということで、今まで佐賀市で対象の事業がなかったということで、今回激甚で2戸以上の被災があった場合ということで国のほうと協議いたしました。現在、大和の名尾地区、富士町の下合瀬地区の2か所についてこの事業の採択が可能ということで国のほうから回答を得ましたので、佐賀市のほうで今回初めて取り組む事業ということで行っているところ

ろでございます。以上でございます。

○山口委員

分かりました。何でこういう質問をしたかという、今回は条例議案と、それに合わせて予算議案も同じレベルで出してこられていますよね。仮になんですが、条例議案がもし——バツになることは、受益者負担が軽くなる分ありがたい制度なんでないでしょうが、しかし、条例議案が通らなかった場合、予算議案もあり得ない話になってしまいますよね。

ですから、こういう条例と予算というものは、そこが始まって一遍に出すのか、私は、こういうことも想定されるという前提で、条例議案を少しでも早くお示しいただいていたほうがよかったのではないかなと思うんですが、その辺り、部長はどのようにお考えですか。

○姉川建設部長

当初は基準の——今ある分担金条例の中で、他の市町はその中で動かれている部分もあったというようなことでございます。ただ、今回初めて国のほうも採択いただくという中で、私も条例を見ながら、やっぱり今回はきちんとこの事業を条例化したほうがいいだろうと、分担金条例としてですね。ということで、もともと急傾斜地対策事業が国の補助金の事業で一緒の分担金でありましたので、そこをこの事業も適用させようということで当初考えていたところでございますが、今回明確化したほうがいいということの判断の中で出ささせていただきました。もともとこの事業が、国から採択基準等の改正があった時点で本市に起きるか起きないかを判断させていただきながら、早めの条例提案がベストかなということでは思っておりますが、今回そういった案件があつて、条例を改正しているところでございます。以上でございます。

○永渕委員長

この件に関して、ほかに御質疑はありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようでございますので、職員の皆さんは退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これで当委員会に付託された議案の審査が終了しました。

それでは、引き続き採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、採決に入る前に、今回、当委員会に付託されました議案について反対意見は

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、全ての議案について一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、そのように採決します。

お諮りいたします。当委員会に付託された第108号及び第110号議案について可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、当委員会に付託された全ての議案について可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了しました。

次に、本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と呼ぶ者あり)

よろしいですかね。それでは、正副委員長一任というお声がありましたので、参考にさせていただきます。

委員長報告は、なしも含めて一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字、そのほかの整理についてお諮りいたします。本委員会の会議録につきましては、字句、数字、そのほかの整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。

それでは、以上をもちまして建設環境委員会を終了いたします。